

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務の委託	(消 防 課)	一
○液化石油ガス整備士免状に関する事務の委託	(同)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定	(障 害 福 祉 課)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	二
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出	(同)	二
○飼料試験結果の公表	(畜 産 課)	二
○土地改良区の合併認可	(農 村 振 興 課)	四
○保安林の指定(二件)	(森 林 整 備 課)	四
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	五
○保安林の指定施業要件の変更(二件)	(同)	五
○林業種苗生産事業者の登録	(同)	七
○港湾計画の変更の概要	(港 湾 課)	七
○平成二十二年宮城県告示第六百四号(石巻港臨港地区内の分区の指定)の廃止	(同)	八
○仙台塩釜港(石巻港区)臨港地区内の分区の指定	(同)	八
○都市計画決定の図書の写しの縦覧(三件)	(都 市 計 画 課)	八
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(同)	八

ページ

公 告

- 都市計画事業の認可(二件) (同) 九
- 土地区画整理組合の理事についての届出 (同) 九
- 土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同) 一〇
- 都市計画事業の事業計画変更の認可 (同) 一〇
- 指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (建築宅地課) 一〇
- 土地改良区の定款変更の認可 (東部地方振興事務所) 一〇
- 開発行為に関する工事の完了(五件) (建築宅地課) 一〇
- 公安委員会
- 少年指導委員の委嘱 一一
- 正 誤 一一
- 宮城県公報平成二七年号外第一〇号(平成二十七年三月二十五日付け)中 一一

告 示

○宮城県告示第三百九十五号
高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十九条の二第一項の規定により、高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状に関する事務を次のとおり委託したので、高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)第八条第二号の規定により公示する。
平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	高圧ガス製造保安責任者免状及び高圧ガス販売主任者免状の交付及び再交付に関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十八条の四の二第一項の規定により、液化石油ガス設備士免状に関する事務を次のとおり委託したので、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和四十三年政令第十四号)

第七条第二号の規定により公示する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

委託先の名称	免状交付事務の内容	免状交付事務を処理する場所	委託期間
高圧ガス保安協会	液化石油ガス設備士免状の交付、再交付及び書換えに関する事務	東京都港区虎ノ門四丁目三番十三号	平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百九十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十七年三月十九日次の者を指定した。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
佐藤 博宣	整形外科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六
藤原 里美	内 科	医療法人寶樹会仙塩利府病院	○宮城郡利府町青葉台二二一〇八
佐藤 正俊	内 科	医療法人寶樹会仙塩利府病院	○宮城郡利府町青葉台二二一〇八
高橋 良正	整形外科	みやぎ南部整形外科クリニック	巨理郡巨理町逢隈高屋字石堂百八十七一

○宮城県告示第三百九十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
井上 晋吉	内 科	石巻港湾病院	石巻市門脇町一―二―二十一

○宮城県告示第三百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一〇二一〇一八一	八千代訪問介護ステーション石巻大街道一石巻市大街道南四丁目六番二十号	居宅介護	株式会社ケイ&エス・コーポレーション	平成二十七年四月一日
○四一二六〇一〇八	松の実宮城郡松島町根廻字上山王六番地二十七	生活介護	社会福祉法人松の実福祉会	平成二十七年四月一日

○宮城県告示第四百号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
○四一一五〇〇五七二	アマिका大崎介護センター大崎市古川李塚字山王十一一	居宅介護 重度訪問介護	株式会社HC	平成二十七年三月三十一日

○宮城県告示第四百一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十七年一月から二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

安全性に関する検査

平成27年1月収去

製造事業場等の名称及び所在地 三和油脂株式会社仙台工場 大衡村	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 米ぬか油かす	飼料又は飼料添加物の名称 脱脂糠	製造年(輸入月) H27.1	試験項目 動物性たん白	違反の有無及び違反の内容 無
サッポロビール株式会社仙台工場 名取市	同左	ビール粕飼料	モルトフアイド/サッポロ サイレニジ	H26.12	動物性たん白	無
財団法人蔵王酪農センター 蔵王町	同左	肉牛飼育用混合飼料	大胃造	H27.1	動物性たん白	無
財団法人蔵王酪農センター 蔵王町	同左	牛用飼育用混合飼料	ニューチャーージ(乳茶餌)	H26.10	重 金 属 - 鉛, 水銀, カドミウム	無

平成27年2月収去

製造事業場等の名称及び所在地 ニッカウキスキー仙台工場 仙台市	収去場所 同左	飼料又は飼料添加物の区分 牛用混合飼料	飼料又は飼料添加物の名称 モルトフアイドG	製造年(輸入月) H26.11	試験項目 動物性たん白	違反の有無及び違反の内容 無
株式会社東北水産理化学研究所 塩釜市	同左	リン・カルシウム混合飼料	ニューマイックスA	H27.2	動物性たん白	無
株式会社オプトファーム 仙台市	同左	単味飼料	トランジットミール	H27.2	動物性たん白	無
バイオバンク株式会社 名取市	同左	混合飼料	RB-2000	H27.2	動物性たん白	無
ナーロン株式会社東北工場 大郷町	同左	ビタミン・ミネラル入り混合飼料	TMRベースCell	H27.2	動物性たん白	無

ナリーオン株式会社東北工場大郷町	同左	牛用混合飼料	ハイコロベレットM	H27.1	動物性たん白	無
ナリーオン株式会社東北工場大郷町	同左	ミネラル入り混合飼料	ネオ・ナリーソレツト	H27.2	動物性たん白	無

(注) 飼料が、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づき規格適合表示飼料である場合には、飼料の名称の前に「●」を付けている。

○宮城県告示第四百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第七十二条第二項の規定により、加美郡色麻町色麻土地改良区及び加美郡色麻町吉田土地改良区の合併を平成二十七年四月一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 定款を変更して合併後存続する土地改良区

色麻土地改良区（前 加美郡色麻町色麻土地改良区）

二 合併により解散する土地改良区

加美郡色麻町吉田土地改良区

○宮城県告示第四百三三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

宮城郡利府町赤沼字番ヶ森九の一、葉山二丁目一八九（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字番ヶ森九の一（次の図に示す部分に限る。）、葉山二丁目一八九

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市横沼二八五の二、二八六、二八七の二、二八八の一、二八八の二、二八九、三二四の二、三二四の四、三二七の二、三二七の四、三二二

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度
 次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大郷町川内字中坪山八二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大郷町大松沢字法堂撫山宅地七〇の二、字内ノ越二、二の二

2 保安林として指定された目的
 干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町菅谷字孝行松下一三の一・一四の一・一四の二三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一四の二四から一四の二七まで、春日字黒森一六の一（次の図に示す部分に限る。）、一六の二、一六の三

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町赤沼字中倉四一・字浜田九八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町神谷沢字菅野沢四一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

宮城県利府町神谷沢字菅野沢四一（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び利府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び 所在地	登録年月日
宮城第二 百八十四 号	セイホク株式会社 東京都文京区本郷一 丁目二十五番五号	種穂の採 取及び精 選	セイホク株式会 社森 林事業部 石巻市重吉町一 番地 七号	平成二十七年 三月二十七日

○宮城県告示第四百九号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三第九項の規定により、仙台塩釜港港湾計画の変更の概要を次のとおり告示する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 港湾計画の変更の概要

1 専用埠頭計画

(一) 新たに追加する施設

港区名	地区名	種 別	水深(メートル)	延長(メートル)	バース数
石 巻	釜	岸壁(専用)	五	七四	一

(二) 廃止する施設

港区名	地区名	種 別	水深(メートル)	バース数
石 巻	釜	ドルフィン(専用)	四・五	一

2 水域施設計画

新たに追加する施設

港区名	地区名	種 別	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
石 巻	釜	泊地	五	一

3 小型船だまり計画

変更する施設

港区名	地区名	変更計画		既定計画	
		種 別	水深(メートル)	種 別	水深(メートル)
石 巻	釜	岸壁(専用)	四・五	岸壁(専用)	四・五
		(メートル)	(メートル)	(メートル)	(メートル)
		延長	二二五	延長	三五〇

4 土地造成及び土地利用計画

港区名	地区名	変更計画		既定計画	
		用 途	面積(ヘクタール)	用 途	面積(ヘクタール)
塩釜	港	埠頭用地	三(一)	埠頭用地	三(一)
		港湾関連用地	二	港湾関連用地	五
		工業用地	一	工業用地	一〇
		都市機能用地	二	都市機能用地	三
		交通機能用地	三	交通機能用地	三
		緑地	四	緑地	四
		合計	二五(一)	合計	二五(一)
石巻	釜	埠頭用地	三八(二)	埠頭用地	三八(二)
		港湾関連用地	五(一)	港湾関連用地	一一(二)
		工業用地	三〇(二)	工業用地	二九五(二)
		交通機能用地	三三	交通機能用地	三三
		緑地	六	緑地	六
		合計	三八三(四)	合計	三八三(四)

(注) 一 (一) は、土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

二 端数処理のため、内訳の和は、必ずしも合計とはならない。

三 今回の変更に係る地区のみ記述した。

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

宮城県土木部港湾課（仙台市青葉区本町三丁目八番一号）

宮城県仙台塩釜港湾事務所（仙台市宮城野区港三丁目一番三号）

宮城県石巻港湾事務所（石巻市中島町十七番二）

○宮城県告示第四百十号

平成二十二年宮城県告示第六百四号（石巻港臨港地区内の分区の指定）は、廃止する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第四百十一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、宮城県土木部港湾課及び宮城県石巻港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する分区の名称

1 商港区

2 工業港区

3 漁港区

4 修景厚生港区

二 指定する分区の区域

1 商港区 石巻市門脇町三丁目、南浜町一丁目、重吉町、中島町、三河町、潮見町及び雲雀野町二丁目の各一部

2 工業港区

石巻市重吉町、三河町、潮見町、南光町二丁目、雲雀野町一丁目、雲雀野町二丁目、西浜町及び東松島市大曲字南浜の各一部

3 漁港区

東松島市大曲字道下南、大曲字土手下南及び大曲字沼尻南浜の各一部

4 修景厚生港区

石巻市重吉町、中島町、三河町及び西浜町の各一部

○宮城県告示第四百十二号

山元町から山元都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画地区計画

2 名称 宮城病院周辺地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十三号

山元町から山元都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画地区計画

2 名称 新坂元駅周辺地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十四号 山元町から山元都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 山元都市計画地区計画

2 名称 新山下駅周辺地区地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十五号

七ヶ浜町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 七ヶ浜町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 施行者の名称

石巻市

二 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・四・十三号 石巻工業港運河線

三 事業施行期間

平成二十七年四月三日から平成二十九年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

宮城県石巻市大街道南四丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、国土交通省東北地方整備

局長から都市計画事業について次のとおり認可された。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画事業の種類及び名称

1 種類

石巻広域都市計画道路事業

2 名称

三・二・二号門脇流留線

二 施行者の名称

宮城県

三 事務所の所在地

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

四 事業地

1 収用の部分

宮城県石巻市門脇字元明神、字明神、字捨喰及び字浦屋敷、中屋敷二丁目、新館二丁目並びに

中浦二丁目地内

2 使用の部分

なし

○宮城県告示第四百十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十七年四月三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市押分字奥山六十五番地の四

三 届出の内容

理事に就任した者

氏 名 住 所

佐藤 禮 吾 岩沼市押分字奥山七十八番地の一

<p>2 名称 女川浜地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p>	<p>1 種類 石巻広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設</p>	<p>二 都市計画事業の種類及び名称 女川町</p>	<p>一 施行者の名称 宮城県知事</p>	<p>村 井 嘉 浩</p>	<p>平成二十七年四月三日</p>	<p>の変更を次のとおり認可した。</p>	<p>〇宮城県告示第四百二十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画</p>	<p>四 変更認可の年月日 平成二十七年三月二十七日</p>	<p>三 設立認可の年月日 平成十一年十二月六日</p>	<p>二 事務所所在地 岩沼市押分字奥山六十五番地の四</p>	<p>一 組合の名称 岩沼市三軒茶屋西土地区画整理組合</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>〇宮城県告示第四百十九号 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整</p>	<p>理組合の事業計画の変更について認可した。 平成二十七年四月三日</p>	<p>岩沼市押分字新田東二百五十九番地の一 相澤 哲郎 岩沼市押分字南谷地百四十二番地 渡 邊 克 巳 岩沼市押分字奥山三十四番地の四 瀬野尾 昭 悦 岩沼市早股字小林二百三十九番地 小林 一 良 岩沼市押分字新田東二百五十三番地 武田 貞 志 岩沼市押分字奥山六十四番地の六</p>	<p>菊 地 政 市 岩沼市押分字新田東二百五十九番地の一 相澤 哲郎 岩沼市押分字南谷地百四十二番地 渡 邊 克 巳 岩沼市押分字奥山三十四番地の四 瀬野尾 昭 悦 岩沼市早股字小林二百三十九番地 小林 一 良 岩沼市押分字新田東二百五十三番地 武田 貞 志 岩沼市押分字奥山六十四番地の六</p>
--	---	--------------------------------	---------------------------	----------------	-------------------	-----------------------	--	------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	----------------------	--	--	--	--

<p>〇都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工</p>	<p>三 事業施行期間 平成二十五年三月二十九日から平成二十八年三月三十一日まで</p>	<p>四 事業地 1 取用の部分 変更なし 2 使用の部分 宮城県牡鹿郡女川町大字女川浜字大原、大字女川字女川地内</p>	<p>〇宮城県告示第四百二十一号 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、指定構</p>	<p>造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。 平成二十七年四月三日</p>	<p>一 届出者の名称 株式会社グッド・アイズ建築検査機構</p>	<p>二 変更後の届出者の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地 1 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号 2 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作十六番百四十一号 3 仙台市青葉区中央二丁目二番十号</p>	<p>三 変更しようとする年月日 平成二十七年四月一日</p>	<p>〇宮城県告示第四百二十二号 津山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二</p>	<p>項の規定により、平成二十七年三月二十六日認可した。 なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台</p>	<p>地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。 平成二十七年四月三日</p>	<p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>宮城県東部地方振興事務所 所 長 正 木 毅</p>	<p>公 告</p>	<p>〇宮城県告示第四百二十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画</p>	<p>の変更を次のとおり認可した。 平成二十七年四月三日</p>	<p>〇宮城県告示第四百二十号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画</p>
--	--	---	--	---	---------------------------------------	---	-------------------------------------	---	---	--	----------------------	-----------------------------------	------------	--	--------------------------------------	--

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年四月三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
気仙沼市岩月宝ヶ沢四十番一、四十番三、四十二番一
仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

大和ハウス工業株式会社
支配人 岡田 恵吾

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年四月三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字塩浪二十五番九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市泉区将監四丁目二十八番四一三〇七号
佐々木一真

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年四月三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
黒川郡大衡村大衡字塩浪二十五番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

黒川郡大衡村大衡字河原五十八番地一 河原住
宅二号楼二百二十六号
青木 亮司

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年四月三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
本吉郡南三陸町歌津字田の浦百八十六番、百八十七番、百八十八番、百九十番、百九十二番、百九十五番一の一部、百六十二番の一部、百六十四番一の一部、百六十四番二の一部、百八十四番一の一部、百八十三番一の一部、百八十四番の一部、百八十九番の一部、百九十四番の一部、百九十五番一の一部、百九十九番の一部、百六十二番地の道の一部、百八十番一地先の道の一部、百九十二番地先の道の一部、同字長羽三番二の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

南三陸町

○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可があつたものとみなされた次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十七年四月三日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城県七ヶ浜町花浜字笹山十五番一の一部、十五番二の一部、十五番四の一部、十五番五の一部、十五番六、十五番七、十五番八、十五番九、十五番十、十五番十一、十五番十二、十五番十三、十五番十四、十五番十五、十五番十六、十五番十九、十五番二十一、十五番二十四、十五番二十五、十五番二十六、十五番二十七、十五番二十八、十五番二十九、十五番三十、十五番三十一の一部、十五番三十二の一部、十五番三十三、十五番三十八の一部、十五番三十九の一部、十五番四十の一部、十五番四十一の一部、十五番四十二の一部、十五番四十四の一部、十五番四十六、十五番四十八の一部、十五番五十一、十五番五十三、十五番五十四、十

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

五番五十五、十五番六十、十六番、十七番の一部、二十五番一の一部、二十五番二の一部、二十五番三、二十五番四、二十五番三十四の一部、二十五番三十六の一部、二十五番三十七、二十五番三十八、二十五番三十九、二十五番四十、二十五番四十一、二十五番四十三、二十五番四十四の一部、二十五番五十の一部、二十六番一、二十六番二、二十七番、二十八番一、二十八番二、二十九番、三十一番、三十二番一の一部、三十三番四の一部、三十四番の一部、三十五番一の一部、三十五番二、三十五番三の一部、三十六番、三十七番、三十八番、三十九番、四十番、四十一番、四十二番、四十四番、四十六番一の一部、四十六番二、四十六番三の一部、四十六番四の一部、四十六番五、四十六番六、五十三番二の一部、五十五番の一部、同字長須賀五番八の一部、五番十二の一部、五番十五の一部、五番二十の一部、五番二十一の一部、五番二十二の一部、五番二十七の一部、五番二十八、五番三十の一部、十五番三の一部、十七番一の一部、十七番二の一部、十七番三の一部、十七番八、十七番九、十七番十、十八番一の一部、十八番十三の一部、同字金色二番二の一部、二番七、二十四番一、二十四番二の一部、二十八番七、同字下山ノ田二十二番一の一部、同字大山一番一の一部、一番一地先の道

七ヶ浜町

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第43号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項に規定する少年指導委員を平成27年4月1日付けで、次のとおり委嘱した。

平成27年4月3日

宮城県公安委員会委員長 猪俣 好正

活動区域	少年指導委員の氏名及び住所
警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年宮城県条例第32号)別表に規定する宮城県仙台中央警察署の管轄区域	遠藤 公子 仙台市青葉区立町16番22-1103号
条例別表に規定する宮城県岩沼警察署の管轄区域	松本 佐喜代 仙台市青葉区五橋2丁目4番5-901号
	長谷川 大 宮城県名取市美田園6丁目8番地の22

正 誤

○宮城県公報平成二十七年号外第一〇号(平成二十七年三月二十五日付け)中

ページ	段 行	正	誤
三	上 一〇	改め、同条第五項中「第十六条第二項第三号」を「第十六条第二項第四号に改める。	改める。
六	下 三	別表第七トの表	別表第七ロの表